

「健康経営優良法人 2024」の申請について（お知らせ）

健康経営優良法人認定制度とは、健康課題に対して特に優良な取り組みを実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度であり、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

本制度は、「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2部門からなり、各々「健康経営優良法人」を認定していますが、下記のとおり、健康経営優良法人認定事務局から健康経営優良法人 2024の申請スケジュール等が公開されましたのでお知らせいたします。

申請方法や申請時期につきましては、「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」で異なりますのでご注意願います。また、制度や申請書類などの詳細につきましては、健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION! 健康経営」(<https://www.kenko-keiei.jp/>)をご参照願います。

記

●健康経営優良法人 2024 における認定申請料

大規模法人部門・・・認定申請料 1法人 88,000円（税込）

- グループ会社との合算で申請する場合、申請主体となる法人 88,000円（税込）に加え、同時認定の対象となる合算1法人あたり 16,500円（税込）を加算します。
- 健康経営優良法人 2024 の認定申請を行わず、健康経営度調査への回答のみを希望する場合、認定申請料は不要です。

中小規模法人部門・・・認定申請料 1法人 16,500円（税込）

●健康経営優良法人 2024 申請の流れ

☆大規模法人部門（ホワイト 500 含む）

①健康経営度調査票への回答および健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）の申請

◎申請受付期間：令和5年8月21日（月）から令和5年10月13日（金）17時まで

- 健康経営度調査票の入手方法等につきましては、公式ポータルサイト「ACTION! 健康経営」をご参照ください。



②認定委員会において審議

（令和6年3月頃、日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定予定）

☆中小規模法人部門（ブライト500含む）

①「健康宣言」事業への参加（「健康宣言エントリーシート」を提出したことがない事業所）

◎「健康宣言」エントリーシートを当組合にご提出ください。

- 経営者が、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化し、その文書等を従業員その他関係者に対して表示（発信）している事業所が対象です。
- 「健康宣言」エントリーシートは、一度ご提出いただくと「健康宣言」事業への参加となり、毎年ご提出いただく必要はございません。
- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請には、「健康宣言」事業への参加が必須となります。
- 「健康宣言」事業への参加方法は、各保険者により異なりますので詳細はご加入の当組合本支部までお問い合わせください。



②健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）認定申請書の申請

◎申請書（Excel ファイル）に取組内容を入力し、ファイルをアップロードしてください。

- 申請書の入手方法等につきましては、公式ポータルサイト「ACTION! 健康経営」をご参照ください。

◎申請受付期間：令和5年8月21日（月）から令和5年10月20日（金）17時まで



③認定委員会において審議

（令和6年3月頃、日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定予定）

《お問い合わせ先》

大阪薬業健康保険組合 健康管理課 TEL 06-6941-6352

神戸支部 TEL 078-221-6100

京都支部 TEL 075-801-2905

活気ある職場は従業員の健康づくりから

『健康宣言』

大阪薬業健康保険組合は
「従業員の健康づくり」に取り組む事業所を応援します！

「健康宣言」に取り組むメリット

事業主が「健康宣言」することで、従業員と一体となって健康づくりに取り組めます。

健康づくりに取り組むと

生産性の
向上

意欲の向上
欠勤・離職率
の低下など

負担軽減

疾病予防による
疾病手当などの
支払減少など

リスクの
低減

労災発生の
予防など

イメージ
アップ

労働力の確保
など

が期待できます。

「健康宣言」エントリー事業所には「健康宣言の証」を贈呈します。

「健康宣言の証」を贈呈した事業所は、健康づくりに取り組んでいる企業として、当組合および健康保険組合連合会大阪連合会のホームページで紹介いたします。

大阪薬業健康保険組合

「従業員の健康づくり」を行政や経済界も推進しています

●経済産業省

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実施している企業等を、「健康経営銘柄」(東京証券取引所の上場企業を対象)や「健康経営優良法人」として認定しています。健康経営優良法人(中小規模法人部門)への認定には、健保組合へ「健康宣言」の登録が必要です。

※詳細は、経済産業省のホームページ「健康経営優良法人認定制度」をご覧ください。

●日本健康会議

少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と医療費適正化について、行政のみならず、経済団体・保険者・自治体・医療関係団体等が連携し実効的な活動を行うために組織された活動体です。

●大阪府「健康づくりアワード」

自主的・主体的な健康づくり活動の普及を図るため、職場や地域での活動を積極的に行っている企業・団体が表彰されています。

大阪薬業健康保険組合は事業所の健康づくりをサポートします

健康診断・保健指導
の実施

健康づくりセミナーの開催
(食事・運動・メンタルヘルス等)

有所見者等への受診勧奨
健康相談室の設置

運動施設との利用契約
スポーツイベントの開催

「健康宣言」エントリーシート

FAX (06-6910-8341) または郵送にてご応募ください

下記の事項を宣言して取り組みます

-
-
-
-
-
-
-

事業所記号			
(フリガナ)			
事業所名称			
事業主名 (役職名含む)			
担当者氏名		電話 番号	
健康保険組合名	大阪薬業健康保険組合		
健康保険組合 担当窓口	健康管理課	電話 番号	06-6941-6352

大阪薬業健康保険組合ホームページでの紹介を希望しない	<input type="checkbox"/>
健康保険組合連合会大阪連合会ホームページでの紹介を希望しない	<input type="checkbox"/>
※ ホームページで、健康宣言をされた事業所を紹介します。掲載を希望しない場合に限りチェックをお願いします。	

健康保険組合連合会大阪連合会へ情報提供いたしますのでご了承願います。

提出先
お問い合わせ先

大阪薬業健康保険組合
〒540-0037
大阪市中央区平野町3-2-5
TEL 06-6941-6352
FAX 06-6910-8341

健康保険組合 受付印

※受付日のわかるもの

「健康宣言」項目一覧表

次のⅠ・Ⅱ・Ⅲの具体例等をご参照のうえ、貴事業所で取り組む内容を、別紙“「健康宣言」エントリーシート”に記入してください。

Ⅰ. 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討を行う

認定基準の評価項目	具 体 例
① 定期健診受診率（実質 100%）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員全員が定期健診を受診
② 受診勧奨の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時間の出勤認定または特別休暇付与 ・がん検診等、任意健診の費用補助 ・定期健診の結果、精密検査や治療が必要とされた従業員への受診勧奨
③ ストレスチェックの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックを実施し、メンタル不調者のない職場づくりを推進
④ 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・精密検査の受診率向上に向けた具体的目標設定 ・禁煙プログラムへの参加者増に向けた具体的目標設定 ・年次有給休暇取得日数増に向けた具体的目標設定 ・超過勤務削減に向けた具体的目標設定

Ⅱ. 健康経営の実践に向けて環境を整える

認定基準の評価項目	具 体 例
⑤ 管理職又は従業員に対する教育機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向け健康セミナー（生活習慣の改善等）の実施 ・管理職向けのラインケア教育の実施 ・朝礼や広報紙等による社員への定期的な健康情報の提供
⑥ 適切な働き方実現に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・定時消灯日、定時退出日の設定 ・業務繁忙に対応した休業日の設定 ・超過勤務時間の削減を管理職の評価項目に設定 ・年次有給休暇取得促進のための具体的な施策の導入
⑦ コミュニケーションの促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社員旅行や社員運動会等の健康イベントの開催 ・業界団体や健保組合が開催する健康イベントへの組織としての参加

Ⅲ. 従業員の心と身体の健康づくりに取り組む

認定基準の評価項目	具 体 例
⑧ 保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇付与 ・ 会社からの特定保健指導推奨（社内などにおいて勤務時間中の保健指導、保健指導実施場所の提供等）
⑨ 食生活の改善に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に配慮した仕出し弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供 ・ 社員食堂における栄養素やカロリー情報の表示 ・ 自動販売機の飲料の内容を低糖、低カロリーのものに変更
⑩ 運動機会の増進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩や自転車での通勤、階段利用の推奨 ・ 日々のラジオ体操やストレッチの実施 ・ 従業員対抗歩数競争
⑪ 受動喫煙対策に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙場所を限定し、分煙を行う ・ 就業時間内は禁煙にする ・ 敷地内を禁煙にする
⑫ 従業員の感染症予防に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風しんやインフルエンザ等の予防接種の費用負担 ・ 予防接種時間の出勤認定 ・ 予防接種実施場所の提供 ・ 感染者の出勤停止や特別休暇認定制度の設置 ・ アルコール消毒液の設置やマスクの配布
⑬ 長時間労働者への対応に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務の削減に向けた具体的な計画を明文化している ・ 命令時間以降残っている従業員には管理職が必ず早期帰宅の呼びかけを実施する
⑭ メンタル不調者への対応に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業医や外部委託によるメンタル相談窓口の設置 ・ 退職者の復職時のルールが明文化されている

※取り組む内容の多少にかかわらず、「健康宣言」エントリーシートは提出することができます。また、後から取り組む内容が増えても、改めて「健康宣言」エントリーシートを提出する必要はありません。

※具体例以外の取り組みもご記入いただけます。